

# 森林整備促進緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰並びに物価高騰により経済的損失を受けた林業事業者の皆さまが、これらの社会情勢を乗り越え事業を継続していただくための緊急支援措置として林業機械等の導入に要した費用の一部を支援します。

**対象者** 市内の人工林で間伐又は皆伐を実施し、令和3年4月1日から申請を行う日までに10t以上の木材搬出を行った林家又は認定林業事業者

**補助額** 10万円～50万円(千円未満切捨) **補助率** 3分の2

※消費税を除く、15万円以上の導入費に対して補助します。  
※実績に基づき補助金を交付します。 ※上限を超える金額は事業者負担となります。  
※予算がなくなり次第終了となります。

**申請期間** 令和4年8月19日(金)～令和5年1月10日(火)

※令和4年4月1日(金)～8月18日(木)の間に導入した林業機械等も対象となります。

**対象** 林業機械等の導入に要する経費

市内販売店からの導入に限ります。

## <対象となるもの>

下記に掲げる効果を発揮するために燃費の向上又は業務の省力化に資すると認められる林業機械等

- (1)生産性の向上 (2)安全性の向上  
(3)作業環境の改善 (4)技術力の向上

## 【例】

- ・チェーンソー ・フォワーダ ・ハーベスタ
- ・集材用トラクタ ・運材車 ・集材機 ・刈払機
- ・集材ウインチ機 ・木材グラップル
- ・バックホー ・積載型トラッククレーン
- ・空調服 ・空調ベスト



## <対象外>

- ・消耗品等
- ・汎用性が高いもの

## 【例】

- ・ヘルメット ・手袋 ・長靴
- ・チャップス(防護パンツ)
- ・ナタ ・ノコギリ ・クサビ
- ・ハンマー
- ・その他工具類
- ・パソコン ・軽トラック
- ・携帯電話(スマートフォン)

※補助の対象となるかどうか悩まれる場合は、事前に農林資源室までご相談ください。

## 本事業の流れ

### 林業機械等の導入

・燃費の向上又は業務の省力化に資すると認められる林業機械の導入  
※原油価格・物価高騰対策として、他部署でも類似の補助金があります。詳しくは8月号の広報なばりをご確認ください。  
※重複しての補助金の申請はできませんのでご注意ください。

### 交付申請書兼請求書の提出

(農林資源室に持参又は郵送)

#### <添付書類>

- 補助対象経費を確認することができる書類
- ・領収書および明細書(レシート可)
  - ・導入した機械の写真
- 申請日までに市場等に10t以上の木材搬出を行ったことが確認できる書類
- ・市場等の買取伝票等
- ⇒市が内容を審査し、交付決定通知を発行します。



補助金の  
入金確認